

63

P17

令和 5年 6月 2日

三重県知事 殿

届出者 所在地 三重県鳥羽市鳥羽5丁目7-1  
 名称 医療法人社団 香陽会  
 理事長氏名 山崎 保  
 電話 0599-26-4131

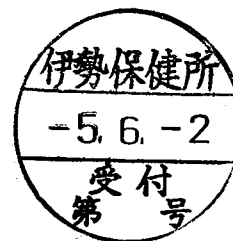


### 決 算 届

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの決算が終了したので、医療法第52条  
 第1項の規定により、届出します。

#### [添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



様式1

## 事業報告書

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日 )

## 1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 香陽会  
 ①  財団  社団(  出資持分なし  出資持分あり)  
 ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他  
 ③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県鳥羽市鳥羽5丁目7-1
- (3) 設立認可年月日 平成元年 5月12日
- (4) 設立登記年月日 平成元年 6月 1日

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	山崎整形外科医院	三重県鳥羽市鳥羽5丁目7-1	無し

- (2) 附帯業務(医療法人が行う医療法42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
なし	なし	なし

- (3) 収益業務(社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	備考
なし	なし	なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 5月 26日 令和3年度決算の決定

令和 5年 3月 25日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団 香 陽 会  
 所在地 鳥羽市鳥羽5丁目7-1

※医療法人整理番号 017

財 産 目 録  
 (令和 5年 3月31日現在)

1. 資 産 額 126,446 千円  
 2. 負 債 額 4,007 千円  
 3. 純 資 産 額 122,439 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	56,010
B 固 定 資 産	70,436
C 資 産 合 計 (A+B)	126,446
D 負 債 合 計	4,007
E 純 資 産 (C-D)	122,439

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人社団 香陽会  
 所在地 鳥羽市鳥羽5丁目7-1

※医療法人整理番号 017

貸借対照表  
 (令和 5年 3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	56,010	I 流動負債	4,007
II 固定資産	70,436	II 固定負債	0
1 有形固定資産	27,550	負債合計	4,007
2 無形固定資産	229	純資産の部	
3 その他の資産	42,657	科目	金額
		I 出資金	10,000
		II 積立金	112,439
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	122,439
資産合計	126,446	負債・純資産合計	126,446

法人名 医療法人社団 香 陽 会  
 所在地 鳥羽市鳥羽5丁目7-1

※医療法人整理番号 017

損 益 計 算 書  
 (自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	81,907
2 事業費用	89,293
本来業務事業損失	7,386
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	7,386
II 事業外収益	625
III 事業外費用	0
経常損失	6,761
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純損失	6,761
法人税等	72
当期純損失	6,833

## 監事監査報告書

医療法人社団 香陽会

理事長 山崎 保 殿

私は、医療法人社団 香陽会の令和4年会計年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

## 記

## 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 5月2/日

医療法人社団 香陽会

監事 上野 泰